



相馬税務署からのお知らせ

平成26分度申告と納付などの期限は、所得税および復興特別所得税・贈与税は3月16日（月）、消費税および地方消費税は3月31日（火）です。

【震災・原発事故により避難生活をされている方へ】

確定申告の手続きは、避難先の最寄りの税務署でも行えます。なお、申告相談は、事前のご予約が必要となりますので相馬税務署または最寄りの税務署まで電話などによりご連絡ください（土曜日、日曜日および祝日を除く）。

福島県内の税務署の確定申告相談会場・電話番号

税 務 署	確定申告相談会場・開設期間など	税務署電話番号
福 島 税 務 署	福島卸商団地ウィル福島 (福島市鎌田字卸町10-1) 平成27年2月2日(月)から3月16日(月)	024-534-3121
会 津 若 松 税 務 署	会津アピオ内アピオスペース (会津若松市インター西90) 平成27年2月2日(月)から3月16日(月)	0242-27-4311
郡 山 税 務 署	南東北総合卸センター (郡山市喜久田町卸一丁目1-1) 平成27年2月2日(月)から3月31日(火)	024-932-2041
い わ き 税 務 署	イトーヨーカドー平店 (いわき市平6-6-2) 平成27年2月2日(月)から3月31日(火)	0246-23-2141
白 河 税 務 署	白河市産業プラザ人材育成センター (白河市中田140) 平成27年2月2日(月)から3月16日(月)	0248-22-7111
須 賀 川 税 務 署	須賀川市産業会館(須賀川市花岡34-2) 平成27年2月2日(月)から3月16日(月)	0248-75-2194
喜 多 方 税 務 署	喜多方税務署内(喜多方市字花園38) 平成27年2月2日(月)から3月16日(月)	0241-24-5050
相 馬 税 務 署	【相馬市会場】 振興ビル6F(相馬市中村字塚ノ町65-16) 平成27年1月26日(月)から3月31日(火) 【南相馬市会場】 ピアフレスコ内 (南相馬市原町区北原字境掘225) 平成27年1月26日(月)から3月31日(火)	0244-36-3111
二 本 松 税 務 署	二本松市市民交流センター (二本松市本町2-3-1) 平成27年1月19日(月)から3月16日(月)	0243-22-1192
田 島 税 務 署	田島税務署内 (南会津郡南会津町田島字寺前甲2939-2) 平成27年2月6日(金)から3月16日(月)	0241-62-1230

障がい者でなくても所得税などの 障害者控除を受けられる場合があります

所得税や町県民税について、身体障害者手帳などを持っている人は、確定申告の際に手帳を提示することで障害者控除や特別障害者控除を受けることができますが(19ページの表を参照)、身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、満65歳以上で介護保険要介護認定者などの場合は、障がい者に準じるものとして控除を受けられる場合があります。

この場合、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示する必要がありますので、対象となる人は福祉介護課で交付を受けてください。また、要介護度の高い人は、身体障害者手帳などを持っている人であっても、手帳よりも障害者控除対象者認定書を提示する方が有利になる場合があります。

■認定書交付対象者

次の(1)および(2)のいずれにも該当する人

- (1) 平成26年12月31日現在、広野町に住民登録している人
- (2) 満65歳以上の人で次の①または②に該当する人
 - ① 介護保険認定者で下表の「判断基準」を満たしている人
 - ② 6か月以上寝たきり状態で複雑な介護を要する人

■障害者控除対象者認定の「判断基準」

身体障害者または知的障害者に準ずる人の認定は、要介護認定資料の「主治医意見書」の記載情報を基に次に示す判断基準によって認定します。

控 除 区 分	判 断 基 準
障 害 者 控 除	障害高齢者日常生活自立度が「A」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「II」以上の人
特 別 障 害 者 控 除	障害高齢者日常生活自立度が「B」以上の人 または 認知症高齢者の日常生活自立度が「IV」か「M」の人

■申請受付開始日

平成27年2月2日(月)午前8時半

※閉庁日(土曜日、日曜日および祝日)は交付できません。

※e-Tax(国税電子申告・納税システム)などを利用するなど、受付開始日より前に認定書が必要な場合は、福祉介護課にご相談ください。

■申請方法

福祉介護課窓口(役場1階3番窓口)で「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記載押印のうえ、申請してください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115